

## 契約条項\_GCEK-710\_210118

- 第1条 本契約条項は、注文書記載の物件(以下、物件という)に関する甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間の契約(以下、本契約という)に適用する。
- 第2条 1. 甲は本契約にかかる代金、その他料金ならびに消費税および地方消費税相当額(以下、代金等という)を注文書記載の約定に従い乙に本物件の引渡し後1ヵ月以内に全額現金で支払う。  
2. 甲が代金等の支払いを遅滞した場合は、甲はその遅延額につき完済に到るまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合による遅延損害金を乙に支払う。
- 第3条 物件の所有権は、甲が代金等を完済したときに乙から甲に移転する。
- 第4条 2. 甲は、物件の引渡し後、所有権を取得するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって物件を管理し、乙所定の操作説明書に記載された操作方法により使用する。
- 第5条 1. 甲は、ソフトウェアに添付されているソフトウェアの使用許諾条件を遵守する。  
2. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。  
3. 甲および乙は、前二項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力する。  
4. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告する。  
5. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとする。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとする。  
6. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用する。
- 第6条 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定する。

以上